

議案第60号

新居浜市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年6月15日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例

新居浜市母子家庭医療費助成条例（昭和49年条例第35号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

新居浜市ひとり親家庭医療費助成条例

第1条中「母子家庭」を「ひとり親家庭」に改める。

第2条中第5項及び第6項を削り、第4項を第6項とし、第3項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 この条例において「父母のない児童」とは、父母（実父母及び養父母を含む。以下同じ。）と死別した児童及びこれに準ずる次の各号のいずれかに該当する児童をいう。

（1）父母の生死が明らかでない児童

（2）父母から遺棄されている児童

（3）父母が海外にあるためその扶養を受けることができない児童

（4）父母が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているためその扶養を受けることができない児童

（5）父母が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることがで

きない児童

(6) 生存している父母のうち前各号に規定する事情のいずれにも該当しない者が1人もいない児童

第2条第2項の次に次の1項を加える。

3 この条例において「配偶者のない男子」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に定める者をいう。

第2条に次の3項を加える。

7 この条例において「ひとり親家庭」とは、同一世帯に属する配偶者のない女子又は配偶者のない男子とその者が監護し、その生計を維持する児童からなる家庭をいう。

8 この条例において「準ひとり親家庭」とは、祖母若しくは祖父と孫又は姉若しくは兄と弟妹からなる家庭であって市長がひとり親家庭に準ずると認めるものをいう。

9 この条例において「家庭主」とは、ひとり親家庭における配偶者のない女子若しくは配偶者のない男子又は準ひとり親家庭における児童を監護し、その者の生計を維持する祖母、祖父、姉若しくは兄をいう。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 家庭主

第3条第2号中「前号に定める者」を「家庭主」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 父母のない児童

第3条第4号を削る。

第4条第1項中「母子家庭の家庭主又は」を「受給資格者の家庭主又は当該受給資格者たる」に、「扶養する」を「監護し、その者の生計を維持する」に改める。

第6条第1項中「第4条」を「第4条第1項」に改め、同条第2項中「受給資格者」を「家庭主等」に、「第4条」を「第4条第1項」に、「額を」を「額を当該家庭主等に」に改める。

第7条及び第8条中「母子家庭医療費受給者証」を「ひとり親家庭医療費受給者証」に改める。

第9条中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

第10条中「第2条第3項第1号」を「第2条第4項第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の新居浜市ひとり親家庭医療費助成条例（以下「新条例」という。）第7条の規定によるひとり親家庭医療費受給者証の交付に係る申請に関し必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 新条例の規定は、施行日以後の保険給付に係る医療費の助成について適用し、同日前の保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(新居浜市子ども医療費助成条例の一部改正)

- 4 新居浜市子ども医療費助成条例（昭和48年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「新居浜市母子家庭医療費助成条例」を「新居浜市ひとり親家庭医療費助成条例」に改める。

提案理由

医療費の助成対象を拡大し、父子家庭等の保健福祉の増進を図るため、及び受給資格者に係る規定等の整備を行うため、本案を提出する。